

同企連総会・記念講演

第39回和歌山同和問題企業連絡会の総会を4月11日、和歌山県勤労福祉会館・プラザホープでひらかれ、25企業・32人が参加した。

安藤康志・関西電力支社長(代表幹事)よりあいさつがあり、つづいて田上武・部落解放・人権行政確立要求和歌山県実行委員会会長、宮本修作・県連書記長、高嶋洋子・和歌山人権研究所副理事長、中原正裕・和歌山労働局長、山西毅治・県商工観光労働部長、有馬専至・和歌山市産業まちづくり局長から来賓あいさつをうけた。なかでも、昨年「部落差別解消推進法」が施行されたことは、多くの方がたのお力添えにより成立した。今後はこの法律を生かし、みなさんとともにがんばっていくことがあいさつされ、参加者で誓い合った。

つづいて、年間の事業実施報告と事業計画が報告された。また、事業所の廃止



総会の様子



歓迎のあいさつする田上武・実行委員会会長

にもない、(株)不動テトラが同企連を退会することが報告され、あらたに幹事に就任した企業の紹介があった。総会終了後、懇親会がひらかれ、企業間の交流や情報交換をし、次のステップ

支離滅裂な意見陳述を展開 第4回口頭弁論

鳥取ループ・示現舎

『全国部落調査・復刻版』の出版禁止とネット掲載禁止にかかわる裁判の第4回口頭弁論が3月13日、東京地裁でひらかれ、原告を先頭に約130人が傍聴した。

裁判は、被告の準備書面3からはじまり、解放同盟側が提出した意見陳述への反論がおこなわれた。被告の主張は、①解放同盟は部落の代表といっているが、さまざまな諸団体があるの代表ではない。②部落差別は存在する(当初「差別はない」という主張であったが、反対の主張をしはじめた)。③差別が現存するのは、解放同盟や行政が新たに差別を生みだした。④解放同盟側の意見陳述に



裁判後の報告集会

たいし、一部の差別を全国化している。⑤部落問題を解決するためには、部落の場所を秘密にしてはならない。⑥横浜地裁の仮処分決定後もブログで「金もうけをする」と書き込んだことは、売り言葉に買い言葉だ。

プにつながる意義深い総会となった。

- 固定幹事
 - 関西電力(株)和歌山支社
 - 三菱UFJ信託銀行(株)和歌山支店
 - (株)商工組合中央金庫和歌山支店
 - 日本生命保険相互会社和歌山支社
 - (株)きんでん和歌山支店
 - 信任幹事
 - 積水ハウス(株)和歌山支店
 - (株)近畿クボタ和歌山事務所
 - (株)スギキ自販和歌山
 - 退任幹事
 - 蛇の目ミシン工業(株)和歌山支店
 - 大同生命保険(株)阪和支社
 - 和歌山営業部

⑦示現舎が「部落問題入門」を出版して以降、法務省の人権侵犯事件は減少している。⑧部落民とはだれか。⑨部落民を名のれば、優位に立るといふゆがんだ考え方が差別の原因など、荒唐無稽な持論を主張した。報告集会で、指宿昭一・弁護士から、被告の主張は、部落解放同盟の運動が部落差別を現存させているという考え方で、準備書面の内容は罵詈雑言であり、被告のスタンスがよく表れているとし、次回以降の裁判の流れが説明された。また、中井雅人・弁護士からは、ウェブサイトに上にあるミラーサイトを前提に、一日10万円の間接強制を申し立てたが、被告が異議申し立てをしたため、裁判が終わるまで執行されないことなどが説明された。

会場から、ある県の啓発集会に被告二人が参加し、講師として呼ばれたが二人を目の前にすると話をすることができず、係争中であるため退席を求めたことが報告され、今後、各府県での啓発集会に来た場合の対応等が確認された。また、個人宅に電話をかけてくることもあるため、裁判所の決定に従わない被告とのやりとりは、まったく必要のないことも確認された。また被告のブログにある「部落探訪」にかかわった隣保館職員や地域の高齢者など、まったく知らない場合が多いなどの意見もだされた。

次回の口頭弁論は6月25日、東京地裁でおこなわれる。

連載 (4) 後50年

解放の父・松本治郎⑨

連載の9回目となる。1945年、昭和20年8月15日、治一郎は日本の敗戦を自宅で知った。早速、さまざまな行動を起こすが、密かに旧来の社会体制(天皇制)の根本的改革のために、大統領制による「九州共和国」構想を練っていたといわれている。

さて、部落解放運動の再生は、多くの活動家による伊勢志摩での会談を経て、その翌年に部落解放全国委員会が結成され、初代委員長に松本治一郎を選んだ。そして、全国委員会から政府に「華族制度の全廃についての請願」を提出するとともに、その後の憲法草案の議論に「法の下の平等、貴族制度の廃止、社会的身分による差別の撤廃」を強く求めた。

さて、終戦の翌年、衆議院議員選挙が施行され治一郎も立候補を予定していたが、連合国軍総司令部(GHQ)による公職追放指令により、立候補ができなくなった。理由は戦争協力者ということである。これ以降、同じ理由で3度も公職追放の対象者にされている。そのため翌年に実施された第1回参議院選挙に立候補、全国区4位で当選した。そして、参議院議長に選ばれたのであった。そして8ヶ月後、歴史に名高い事件が起きるのである。国会の開会当日、国会の正副議長が天皇に拝謁するという習わしがあった。そこで当然のように旧来の方法で拝謁することに治一郎は、カニがモーニングを着て横ばいをしていようだと滑稽に思うとともに「人間が、人間を拜むような馬鹿なことではできん」と拝謁を拒否したのである。このことが国会で大問題となった。当時の吉田茂首相など「不敬である」と不信任案までもつていこうとした。しかし、マスコミが報道し、GHQも「天皇の人間宣言からして不敬罪をもちだすな」と治一郎の行動を支持したのである。

この一件は、多くの国民も治一郎の行動を支持したが、なかには「闇夜があるのを知らないのか」と脅迫状を寄せる者もいた。しかし、ひるむことはなかったのだ。わざわざ脅迫状を寄せた地方に向いて真相報告会を開催し、会場の最前列に陣取っていた右翼の集団に「闇夜のなかで命を懸けて闘った。それが私の半生だ。闇夜を恐れると思ったら、片腹痛いころか両腹痛いわ」と語った。

カニの横ばい事件の翌年、治一郎のもとに4度目の公職追放の通知がきた。これまでと同じ理由であり、その都度免除されてきたが今回は違っていた。この時は、衆議院議員で当選した。そして、田中松月も含まれていたのである。部落解放委員会は「吉田内閣の政治的陰謀だ」ということで、全国的に「不当追放反対」の運動を展開していった。

(以下次号へ)